

地方拠点強化税制について

内閣府地方創生推進事務局

地方拠点強化税制のポイント

東京23区からの
移転

or

地方における
拠点強化



設備投資への減税
(オフィス減税)

and
/or

雇用増への減税
(雇用促進税制)

ポイント1

一部移転もOK
地方企業も活用OK

東京23区からの
or
地方における

移転

or

一部移転
分散化

拡充

に対して優遇

* 東京の企業に限らず、
地方の地場企業でも活用可能

ポイント2

研究所/研修所もOK
大企業も活用OK

事務所

研究所

研修所

が対象

* 工場は対象外だが、工場内にある研究所であっても、床面積割合に応じて優遇可能
* **対象となる業種、企業規模に制限なし**

ポイント3 手厚い優遇

オフィス減税は、
建物等の取得価額の

and/or

雇用促進税制は、
増加した従業員1人当たり

最大7%の税額控除

or

最大25%の特別償却

最大90万円
の税額控除
(3年間で最大170万円)

が受けられる

地方拠点強化税制 (適用期限：令和4年3月末) ※令和4年度改正の適用前

移転型

東京23区からの企業の
本社機能の移転を支援

〔東京圏の既成市街地等以外への移転
の場合支援〕

東京一極集中の是正
地方移転の促進



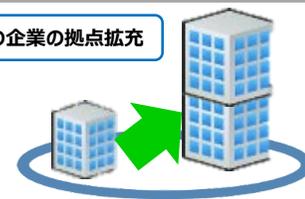
東京23区

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の
強化を支援

〔東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等
以外での拡充の場合支援〕

地方の企業の拠点拡充



地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 (事業者作成→知事認定)

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人) ※

対象施設: 事務所、研究所、研修所

対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要

①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者

②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

オフィス減税

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,000万円(中小企業者1,000万円))

建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**

雇用促進税制

適用要件:①特定業務施設の雇用者増加数(非正規除く)が2人以上 ②事業主都合の離職者なし

- 雇用者増加数1人当たり最大**90万円(80万円*)**を税額控除
《最大50万円(注) + 上乗せ分40万円(30万円*)》

* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

<上乗せ分について>

- 上乗せ分40万円は**最大3年間継続(40万円×3年=120万円)**
ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
- **特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除**
- **雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可**

- 雇用者増加数1人当たり最大**30万円(注)**を税額控除

(注) 増加雇用者が転勤者の場合は減額(-10万円)。非正規の新規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。

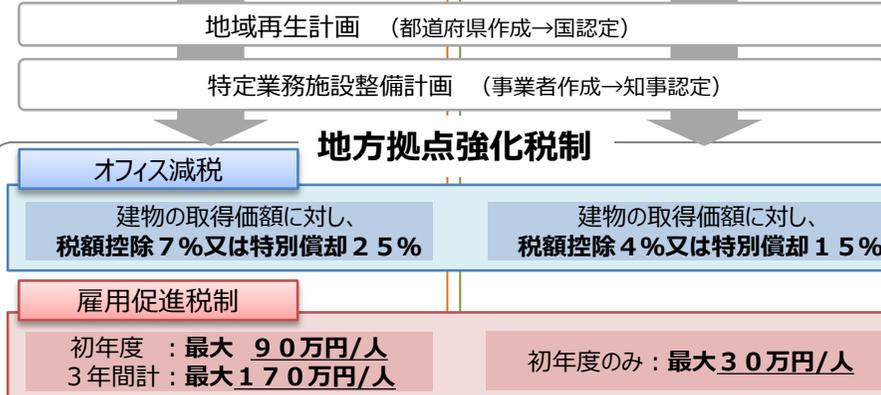
地方拠点強化税制の令和4年度税制改正要望の結果

1. 令和4年度税制改正要望の背景・課題

- コロナ禍でテレワークやリモート会議の導入が進んだことで、**IT業や中小規模事業者**を中心に、本社機能移転への関心は高まっているものの、**大半が東京23区内や東京圏内に留まる**傾向。
- コロナ禍を踏まえた地方創生を実現する観点から、東京圏からさらに一歩地方に踏み出して、**本社機能を地方に移転・分散化し、地方で雇用を創出**するよう、**企業のインセンティブを高める**ことが重要。

移転型 (東京23区からの移転の場合)

拡充型 (地方の企業の本社機能強化)



2. 令和4年度税制改正要望の結果

地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）について、**適用期限を2年間延長**（令和6年3月末まで）するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた、**適用要件の緩和等の拡充**を実現。

(1) 地方移転等の**ポテンシャルの高い事業者**に対するインセンティブの向上

<IT・情報関連業等>

- 対象となる**事業部門**について、「**情報サービス事業部門（ソフトウェア開発を含む）**」を追加
- 対象となる**地域**について、「事業者の立地を目的として地方自治体が**情報通信環境の整備を行っている地域**」を追加
- 対象となる**地方拠点**について、他の条件（本社機能を有する等）を満たす限り、「**サテライトオフィス**」も含まれることを明記

<中小規模事業者>

- 整備計画の認定対象となる**従業員の増加数（中小企業）**について、**1名以上**に緩和【現行：2名以上】
- 雇用促進税制の対象となる**従業員の増加数**について、**要件を廃止**【現行：2名以上の増加】

(2) 地方における**雇用創出効果の高い事業者**に対するインセンティブの向上

- オフィス減税の対象となる**地方拠点の整備期間**について、**3年以内**に延長【現行：2年以内】
- 雇用促進税制の対象となる**従業員**について、**地方拠点の整備完了前に新規雇用した従業員**を追加

(3) 事務手続きの**負担軽減**

- **雇用促進計画の提出期限**について、整備計画の認定後、**3か月以内**に延長【現行：2か月以内】

※詳細な要件等については、後日、整備予定のガイドライン等を参照

【参考】企業の地方拠点強化を推進する特例措置

制度の概要

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域等において本社機能を有する施設（特定業務施設：事務所、研究所、研修所）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の措置を講ずる。

事業スキーム

（地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく）

国
「基本方針」

申請

認定

都道府県／都道府県及び市町村
「地域再生計画」
（地方活力向上地域等を指定）

申請

認定

事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

（注）措置内容については、令和2年4月以降のものを示す

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除

（措置内容）移転型：特別償却25%、税額控除7% / 拡充型：特別償却15%、税額控除4%

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除※1

（措置内容）移転型：雇用者増加数1人当たり最大90万円※2（50万円+上乗せ分40万円※3）
拡充型：雇用者増加数1人当たり最大30万円※2

※1 平成28年度から所得拡大促進税制との併用可能 ※2 転勤者は減額 ※3 上乗せ分は最大3年間継続

○ 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税等を減免した場合の減免額に対する地方交付税による補填

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

○ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度

認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金を長期かつ固定金利で融資

【参考】企業の地方拠点強化を推進する特例措置の支援対象地域等

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。



東京23区及び支援対象外地域

東京圏

<東京23区>

支援対象外地域

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)

中部圏中心部

青色	○愛知県(名古屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ
----	---

準地方活力向上地域

近畿圏中心部

青色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都市(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ
----	---

準地方活力向上地域

◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

- 黄色・青色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外(※)となる。具体的には次のとおり。
- 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
 - 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
 - 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域 等

※移転型事業に限り、青色の地域(「準地方活力向上地域」となりうる地域)は対象。

【参考】地方拠点強化税制の認定実績等（令和3年11月末時点）

1. 地域再生計画の認定状況（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載したもの）

- ・ これまでに、国が全国で45道府県52計画を認定 ※未認定自治体：2都県(東京都、神奈川県)
- ・ 認定を受けた各道府県の地域再生計画における目標値の合計は次のとおり

【事業件数】**1,924件**（内訳：移転型事業391件、拡充型事業1,533件） 【雇用創出人数】**18,788人**

2. 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定状況

令和3年11月末現在として、令和3年12月15日までに都道府県から報告を受けた認定状況は次のとおり

- ・ 事業件数：**517件**（内訳 移転型事業50件、拡充型事業467件）
- ・ 雇用創出人数※：**19,383人**（内訳 移転型事業938人、拡充型事業18,445人）

（※）移転・拡充先となる特定業務施設における新規採用者数と他の事業所からの転勤者数の合計数

3. 地方拠点強化税制の適用実績（出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」）

年度	オフィス減税	雇用促進税制	計
平成27年度	4	7	11
平成28年度	20	5	25
平成29年度	31	7	38
平成30年度	24	9	33
令和元年度	40	7	47
計	119	35	154